浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市都市景観条例（昭和６２年度浜松市条例第１４号）第３４条第２項の規定に基づき、工場、商業施設、その他の事業所等（以下「事業所等」という。）の緑化の推進に関する助言又は指導について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）緑地とは、第５条の規定により算出された樹木等に被われた土地をいう。

（２）緑化率とは、保全又は造成した高木、芝生等の樹木の種別ごとに換算面積を設定し、その総換算面積の敷地面積に対する割合をいう。

（３）事業所等とは専用住宅以外の施設をいう。

（緑地の割合）

第３条　事業所等を設置しようとする者（以下「事業者」という。）は、次の表に定めるところにより、緑地を設けるよう努めなければならない。ただし、工場立地法（昭和３４年法律第２４号）の規定に該当する事業所は同法の準側値に適合させるものとする。

区　　域	事業所等の敷地面積の区分	緑地の割合
中区、東区及び南区並びに浜松西地域自治区及び浜松北地域自治区の区域	５００㎡以上２,０００㎡未満の場合	敷地の１０％以上
	２,０００㎡以上５,０００㎡未満の場合	敷地の１５％以上
	５,０００㎡以上の場合	敷地の２０％以上
浜北区の区域	５００㎡以上３,５００㎡未満の場合	敷地の５％以上
	３,５００㎡以上５,５００㎡未満の場合	敷地の１０％以上
	５,５００㎡以上９,０００㎡未満の場合	敷地の１５％以上
	９,０００㎡以上の場合	敷地の２０％以上
その他の区域	５００㎡以上の場合	敷地の３％以上

２　前項の規定にかかわらず、中区、東区、南区並びに浜松西地域自治区及び浜松北地域自治区並びに浜北区の区域内の都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項の規定する近隣商業地域及び商業地域における緑地の割合は、敷地面積が２,０００平方メートル以上の事業所等は敷地面積の１０パーセント以上とする。

３　浜北区の区域内の駐車場及び資材置場における緑地の割合は開発面積２,０００平方メートル未満の場合は５パーセント以上、開発面積２,０００平方メートル以上の場合は１０パーセント以上とする。

（緑地の配置）

第４条　緑地は、事業所等の敷地の周囲に設けることを原則とし、その幅については，敷地面積５,０００平方メートル未満は１．０メートル以上、また、敷地面積５,０００平方メートル以上は２．０メートル以上としなければならない。

なお、既存樹木がある場合は、極力その保全に努めなければならない。

（緑地面積の測定）

第５条 緑地面積の測定は、次の各号の定めるところによる。

（１）全体的に樹木が育成し、柵及び縁石等により区画されているものについては、その区画された面積とする。

（２）おおむね直線状で、樹木の高さが２．５メートル以上で、かつ、樹幹の間隔が５．０メートル以内に植栽されている場合は、その両端の樹幹の距離に２．０メートルを乗じて得た面積とする。

（３）樹木の寄せ植えについては、その樹木に被われた面積とする。

（４）高さ１．０メートル以上の樹木の集団については、その外側の樹幹を結んだ線に囲まれた面積とする。

（植栽する樹木の種類）

第６条　植栽する樹木の種類は、立地条件・管理方法等を充分考慮し、郷土樹種を主体に選定するものとする。

（植栽方法）

第７条　植栽本数は、原則として、１０平方メートルにつき高木（高さ２．５メートル以上の樹木をいう。）１本以上、又は２０平方メートルにつき高木１本以上、かつ、低木２０株以上とする。

２　不良土壌に植樹しようとするときは、植栽方法について十分調査し、樹木の育成に支障の内容に措置するものとする。

（緑化率）

第８条 既存の樹木を活用して緑地の確保を図ろうとする場合、又は第３条に規定する緑地の割合によっては緑地の確保ができない場合は、同条の規定にかかわらず、次の表により得られた換算面積をもって緑地面積とすることができる。ただし、中区、東区、南区及び浜松西地域自治区並びに浜松北地域自治区及び浜北区以外の地域自治区についてはこの換算面積は適用できない。また、第３条に規定する緑地面積の割合が確保ができない場合でも必要緑地面積の２分の１以上の緑地面積をとること。

樹木等の種別	換算面積	摘　　要
樹高４m以上	１４㎡／本	植栽時　（高・中木種）
樹高２．５m以上４m未満	８㎡／本	植栽時　（高・中木種）
樹高１m以上２．５m未満	４㎡／本	植栽時　（高・中木種）
樹高１m未満	１㎡／本	植栽時　（高・中木種）
株物	０．２５㎡／株	低木種
芝生その他の地被植物	１㎡／㎡	高木種等と重複する場合は 0.5 ㎡／㎡
花壇その他これに類するもの	１㎡／㎡	高木種等と重複する場合は 0.5 ㎡／㎡
水流・池等	１㎡／㎡	高木種等と重複する場合は 0.5 ㎡／㎡ 自然的環境を形成しているもの
園路・土留その他施設	１㎡／㎡	高木種等と重複する場合は 0.5 ㎡／㎡ 緑化面積の 1/4 以内
壁面緑化	１㎡／m	誘引施設がある場合はその施工面積
屋上緑化	１㎡／㎡	必要緑化面積の 1/4 以内 （商業・近隣商業区域内は 1/2 以内）
駐車場等の緑化ブロック	１㎡／㎡	必要緑化面積の 1/4 以内

（指導の助言）

第９条　市長は、事業者に対し、緑化計画・樹種の選定及び管理等について、必要な助言又は指導をするものとする。

附則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。